

平安時代伊勢国朝明郡大矢智周辺の状況

—伊勢神宮との関係から—

山田雄司

はじめに

久留倍遺跡の調査は、古代北伊勢の研究を一挙に推し進め、官衙、交通路、頓宮などの諸問題や、伊勢国と王権との関係など、古代国家の解明に向けて重要な課題が提示されてきている。

本稿では、聖武天皇の行幸も終わり、「平時」の状況に戻った久留倍遺跡のある大矢智（現在の表記では「大矢知」だが、古代史料には「大矢智」と記されるので、古代のことを述べる際には「大矢智」を用いる）の状況を、伊勢神宮との関わりから考察し、さらにはこの地に鎮座している延喜式内社を検討することにより考えてみたい。

古代伊勢国における神郡とその後の変質については、すでに綿密な研究が行われており、本稿で新たにつけ加える点はほとんどないが、大矢智という狭い地域を対象とすることにより、この地の特徴を考えてみたい⁽¹⁾。

1. 神郡

律令体制下において、神宮の経済は神田と神戸によってなりたっていた。『延喜式』によると、神田は大和国宇陀郡2町、伊賀国伊賀郡2町、伊勢国32町1段（桑名・鈴鹿郡各1町、安濃・一志郡各3町、飯高郡2町、飯野郡11町6段、度会郡10町5段）のあわせて36町1段とあり、大神宮司の管轄下にあった。そして、度会郡神田のうち5町4段（そのうち2町4段は大神宮、3町は度会宮）は郡司が営種し、収穫した苗子は大神宮の三時および度会宮の日毎朝夕大御饌に供し、その他は当地估価で賃租し、祭に供する料に充てるべきことが記されている。

一方神戸からは、『神祇令』に「凡神戸調庸及田租者、並充_テ造_ニ神宮_一、及供_シ神調度_上」と規定されるように、調・庸及び田租が神宮に納められることになっていた。『新抄格勅符抄』所引「大同元年牒」によると、伊勢国944戸、大和国1戸、伊賀国20戸、志摩国65戸、尾張国40戸、参河国20戸、遠江国40戸のあわせて1130戸が神戸に指定されている。

両者を比較すると、神田からの貢納物は供祭料に限定されており、量的にもそれほど大きいものではないのに対し、神戸は伊勢国を中心に他国にも広がり、大きな比重を占めていたほか、祝部は神戸から選定された。

一方神郡については、7世紀中頃の孝徳天皇のとき、度会・多気二郡が神領とされ、大宝2年(702)に二神郡は「封」とされ、神宮の経済的基盤として位置づけられた。そして、神宮は神郡における国司権力をしだいに排除していき、弘仁年間には神郡の神域化を完成させた。神郡においては、民戸の租庸調のすべてが神宮に供されたほか、内・外両宮および別宮さらには郡内諸社等の祭祀を支える巨大な神職集団の主要な供給地でもあった⁽²⁾。

しかし、律令体制が動揺して朝廷からの財政的援助が少なくなると、神宮は独自に経営していくことを迫られた。そのため、朝廷は神宮に対して神郡を寄進することにより、独自経営を促進した。

寛平9年(897)には飯野郡が寄進され、これまでの度会・多気両郡とあわせて神三郡と呼ばれた。その後も神郡の寄進は続き、天慶3年(940)には平将門追討を謝して員弁郡が、応和2(962)には焼失した内裏の再建を謝して三重郡が、天禄4年(973)には攘災を祈って安濃郡が、寛仁元年(1017)には「御願」によって朝明郡が寄進された(『左経記』)。朝明郡の寄進に関して『太神宮参詣記』では、「後一条院寛仁元年朝明郡ヲヨセラレ侍キ、異国刀伊ノ兇賊ヲシツメラレシ故也」とし、女真族が対馬・壱岐・北九州を襲ったが大宰府官人らの奮戦で撃退された刀伊の入寇を寄進の原因とすることが、刀伊の入寇は寛仁3年であることから、この記述には齟齬がある。

その後さらに文治元年(1185)に飯高郡が寄進されることにより、これら神郡は神八郡と呼ばれ、伊勢国十三郡中半分以上が神郡となった。ただし、道後

政所の任料が50疋であるのに対し、安濃政所は30疋、道前政所も30疋であるので⁽³⁾、道後政所が最も重要視されており、実態としても最後まで残り、その内実についての解明が進んでいる⁽⁴⁾。こうした神郡のあり方には、個々の郡における事情も想定され、神郡の分布状況についてもさらに考察していく必要がある。

一方公郡は桑名・鈴鹿・河曲・奄芸・一志の五郡であった。神郡に関して、度会・多気・飯野には道後政所が、飯高には飯高政所が、安濃には安濃政所が、三重・朝明・員弁には道前政所がそれぞれ設置されて支配にあたった。神郡には検非違使が置かれ、宮司の管轄下で犯罪人逮捕や訴訟事件の調査等にあたった。

神郡の支配権は宮司が有していた。『延喜式』には、「凡三箇神郡并六処神戸、及諸国神戸調庸田租者、依国司所移之調文租帳等、宮司勘納」とあり、もとは国司の職務であった調庸田租の収納

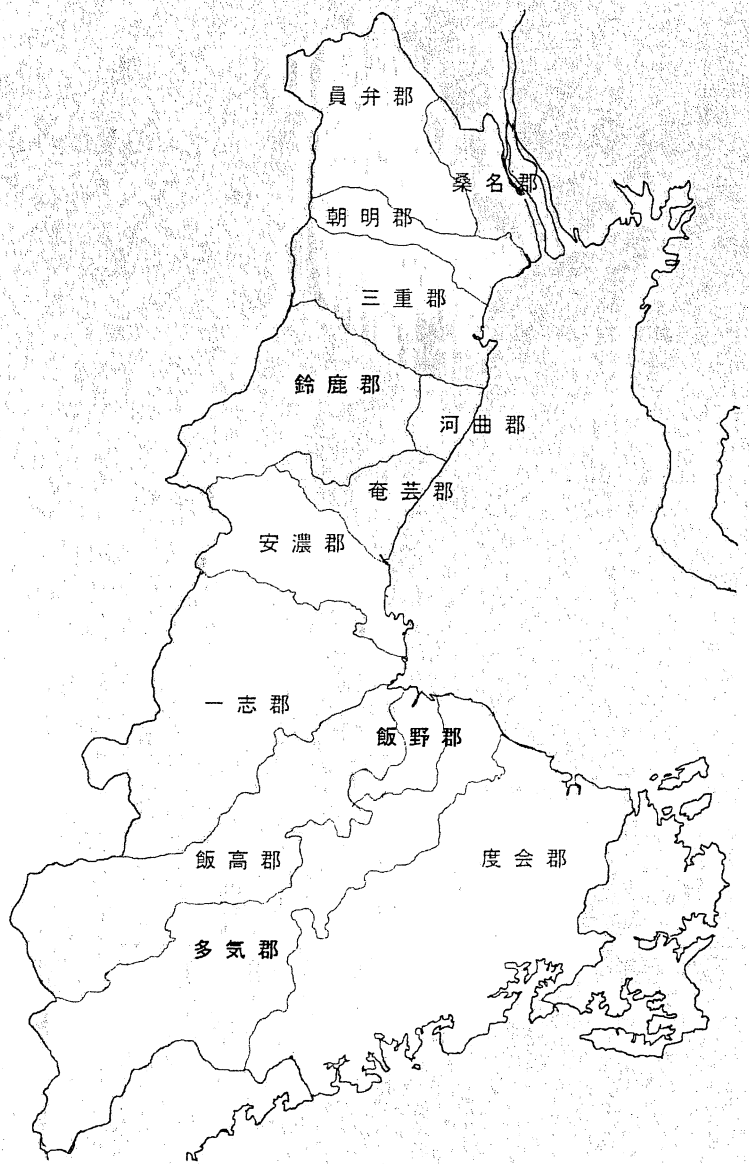


図1 神郡図

の権限は官司に移譲された。また「凡三神郡神社、溝池、堰、駅家、官社、若致破損、及桑漆等不催殖者、拘官司解由」とあることから、もとは国司の職務であった管内の公的建造物の整備も官司が担うことになった。これらは神三郡に関する規定だが、『延喜式』成立後に寄進された他の神郡も同様であったと推測される。

また、『太神宮諸雑事記』天喜元年(1053)正月6日条には、大司大中臣義任の宿宅が焼失した際、「度会・多気・飯野三ヶ郡文図・田籍、安濃・三重・朝明・員弁四ヶ郡及当隣国神戸文図帳等、惣司中代々公文、皆悉焼亡失了」と記されており、神郡支配に関連する文書群は官司が保管していたことがわかり、11世紀なかごろまでは神郡の管理・運営・財政は官司が行っていたことがわかる。

しかし次第に祭主は神郡の雑務にも関与するようになった。寛平6年(894)から延長6年(928)まで祭主だった大中臣安則のときには、「即始自此祭主之時、執行神郡雑務、与奪民烟愁矣」(『祭主補任』)と記されるように、10世紀はじめには神郡の行政権を祭主が握り、神郡内の訴訟を祭主が裁定するようになった。さらに11世紀後半になると「神郡之内、只祭主御館御沙汰也」とされるように、神郡に対する祭主支配権が確立した⁽⁶⁾。そして12世紀以降になると、神三郡以外においては官司による神郡支配の地位の低下がいつそう進んだのである⁽⁶⁾。

2. 神郡内の変化

神郡のあり方は、11世紀に変容を遂げた。この点については棚橋光男氏による研究に詳しいので、以下簡単にまとめておく。棚橋氏によると11世紀には(1)諸国神戸が、祭主・官司庁を構成する大中臣氏の経済的基盤として再編された。(2)神郡の中世的再編がすすみ、神郡内の諸所領が職掌人給田などとして再編されるとともに、(3)神郡内および諸国において、本官庁(禰宜庁)を構成する荒木田・度会氏の領主的所領として御厨・御園が形成されていった、と整理されている⁽⁷⁾。そして、神郡の寄進にともない、官司の国衙行政権の支配権のもとに、封戸・公治田・職位田・神寺田といった土地制度が存続していたが、この土地制度はほぼ11世紀中後期に解体し、かわりに戸田・神田・御厨・御園などが神郡内における主要な土地所有形態として形成されてくると述べられている。

戸田は反別3斗の伊勢神宮に対する官物納入を請負う田であり、度会・多気・飯野の神三郡に集中している。旧来の封戸が寄戸として戸田に変質していったのである。戸田領主は所当官物納入義務を負うほかは戸田に対する知行権を有し、売買・処分が可能であった。そして所当官物は内・外宮・諸別宮の特定の大内人・物忌・小内人ら諸職掌人の給分となった。この戸田は朝明郡内には存在しなかった。

神田は神三郡を除く地域において、祠官・職掌人給田、内宮・外宮・諸別宮などの機構直属の祭祀料田として発達した。貞治3年(1364)の式年遷宮の台帳として作成されたと考えられる『神鳳鈔』⁽⁸⁾によると、神田は度会郡1所、多気郡なし、飯野郡2所、安西郡(安濃西部)99所、三重郡25所、朝明郡15所、員弁郡20所と記されている。そのうち朝明郡については以下のとおりである。

額田神田(内宮)、沢渡神田(内宮)、若菜神田(内宮)、御塩神田、柿神田、下宮神領、上下宮四至外神田、内宮神田、外宮神田、荒祭神田、子良神田、氏神神田、奈々原神田、御塩焼神田、射宮神田

また、『神鳳鈔』所収建久4年(1193)諸神田注進文では、度会郡2段、多気郡1段、飯野郡2段、飯高郡1野という少なさに対して、主として安濃・三重・河曲・一志郡で神田が広がっている。

朝明郡ではそれほど多くはなく、7町が神田として記されている。その内実は、本宮神事を勤める御塩焼神田が2町5段、滝原寄神田が6段、本宮分布神田で柿神田と号する神田が2町3段、子良神田が1町6段であることから、鎌倉から南北朝にかけて神田が漸増していったことがわかる。

次に常供田についてみる。常供田は諸節句の祭祀料田で、建久3年(1192)8月日伊勢神宮神領注文⁽⁹⁾には、以下のように記されている。

彼御饌料御常供田、或載_二于式文_一、或代代依_二勅願_一、被_レ加_二進神部_一^(郡カ)之当初、祭主・宮司差_レ使、撰_二部_一^(郡カ)内能田_一為_二御常供田_一、每_二部_一^(郡カ)補_二専当_一、每坪定_二丁部_一、立_二御榊於田頭_一、致_二潔_一^(齊)於耕作、以_二所当御初_一備_二進_二二宮朝夕御饌并諸節日祭祀_一、

これによると、常供田は祭主・宮司が使いを派遣して郡内における能田を選んで設置し、榊を田頭に立て、潔齋して耕作する田とされており、内・外宮の朝夕御饌や諸祭での供料とされた。常供田は「以二段為供田一段」とあることから⁽¹⁰⁾、祭祀にとって重要な神聖な田として重要視されていたと言える。13世紀初頭に編纂された『神宮雜例集』神田事には、御常供田が59町3段120歩あったことが記されており、主として三重・朝明・員弁郡に見られる。そのうち朝明郡には14町あった。

11世紀後半、祭主による神郡支配が強化されるのにもない、祭主直属の所領である納所も設定された。納所の給人補任に関して、『公文所初心抄』には以下のような祭主下文の雛形が収録されている。

○分附領預并給所等下文

(中略)

納所下文

某 給人実名被載之、但家子以上無名御下文也、

下 一

任先例此三字或略之 郡納所名 町段数 功用納米

可_レ早任_二先例_一令沙汰進_上 納所 町別米雜事等事、

所当又功用米 名御下文如此、先例不同、但依給人申請也

右、件町別米雜事等、任_二先例_一無_二懈怠_一可_レ令_二沙汰_一之状如_レ件、以下、

年号 月 日

祭主御判

此外、郷司・郷長・御神酒預・檢校以下所職相續之時、至_二望申任符之輩_一者、各召_二出古任符_一、可_レ整_二下_一之也、

勝山氏も指摘しているように、納所は諸郡にわたり複数設置され、納所は祭主の分附地すなわち祭主の地位に附属する渡領であり、給人の補任権は祭主が握っている祭主の直属地であった⁽¹¹⁾。納所は本来は郡郷に置かれた収納施設で、米だけでなく多量の出挙稲も貯蔵されており、もとは宮司が管理していたが、これら収納施設を母体として周辺の田地を含んで祭主が所領を形成していったのだった。

大矢智に近いところでは、千代田納所を確認することができる。千代田納所は現在の四日市市千代田町にあったと推定され、建治3年(1277)5月日大_二中臣隆有_一申状では、隆有が泉兵衛入道是心に対し、百姓の身でありながら弘永御厨であると称して、内宮一祢宜荒木田延季と結託して年貢・納米を対捍していると朝廷に訴えている⁽¹²⁾。これをうけて5月29日祭主大_二中臣隆蔭_一挙状では、泉兵衛入道是心が祭主の下知に背き、ほしいままに伊勢国朝明郡内千代田納所年貢・納米を対捍しているとして、挙状をしたためているが、その中で「千代田納所者、為_二祭主分附之地_一、非_二弘永内_一候」のように、納所は祭主の渡領であることを主張している⁽¹³⁾。

納所の分布を見てみると、朝明郡内では朝明川右岸の伊勢湾に近いところに豊田新納所が見られ、富田納所は海岸にほど近い富田に比定される。そして、三重郡河後本納所は鈴鹿川支流内部川右岸の伊勢湾に近い地にあったと推定される。そして、千代田納所は朝明川左岸の四日市市千代田町に比定されることから、納所は交通の便の良い地に設けられていたと言える。これは、納所が神郡の収納施設だったことと関係しているのではないだろうか。そのため、重い稲米の類を運ぶために、舟運の利用しやすい川沿いや沿岸部に設置されたものと推測される。

3. 御厨・御園の形成

国衙領の系譜を引く郷・名・納所や、伊勢神宮における職掌人への給付および祭祀料田として戸田・神田・常供田が形成されてくるのと同時に、11世紀後半以降、貴族が在地豪族の協力のもと開発した地を、内外宮の祠官の口入により神宮に寄進し、神宮が本家、自らは領家として御厨の支配を行う御厨・御園が拡大していった。神郡での立荘は基本的に神宮を本家としてはじめて可能であることから、伊勢国は独特の所領形成がなされていった。

朝明郡の御厨・御園として『神鳳鈔』で確認できるのは以下のとおりである。

小嶋御厨・長井御厨・山村御厨・衣平御厨・保々御厨・鶴沢御厨・宇頭尾御園・鳩野御園・嶋田御厨・田口御園・岩田御厨・徳光御厨・小向御園・池田御園・長松御厨・石田御厨・福永御厨・山田御厨・弘永御厨・坂部御厨・金綱御厨・大矢智御厨・常楽寺御園・長橋御厨・富田御厨・鶯御厨・本能登御厨・吉沢御厨・開田御厨・高野御厨・坂本御厨

また、『外宮神領目録』⁽¹⁴⁾には、『神鳳鈔』に載せられている御厨のほか、南富田御厨・北富田御厨・坂合部御厨・末永御厨・野田御厨・小泉御厨・茂福御厨が確認できる。そして、『諸国御厨御園帳』⁽¹⁵⁾からはそのほか、林崎御園があったことがわかる。

次に、具体的に大矢智周辺の御厨について検討してみる。鶯御厨は茂福・羽津にわたって広がっていた御厨で、天正年間の内宮収納高がわかる『内宮神領本水帳』⁽¹⁶⁾には、「五石三斗 建国寺いかるか」とあることから、内宮祠官荒木田氏の氏寺建国寺領であったことがわかる。ここには現在南北の伊賀留我神社が鎮座しているが、この点については次章で述べたい。

鳩野御厨は長松御厨の四至に、北は「二条鳩口」を限るとあることと、大矢知町に小字「鳩浦」があることから、大矢知町から鶯町にかけてあった御厨と推定されている。『神鳳鈔』では、内宮領で12月に1石5斗納めていたことが記されている。

大矢智御厨は大矢知町に比定され、天正年間の『外宮神税帳』⁽¹⁷⁾に「七石八斗并壹貫文^{今へ米成} 大やち」とあり、七石八斗と一貫文を納めることになっていたことがわかり、『内宮神領本水帳』には、「四石六斗 中川新八^(マ) 内 大やち」とあり、四石六斗を内宮祠官中川新八が収納していることから、内外宮領であったと推定されている。

これら現在うかがうことのできる史料からは、大矢智周辺の御厨・御園に他と違った格別の特色があったとは言えない。



図2 大矢知周辺図

『四日市市史 16 通史編古代・中世』図 19 御厨・御園分布図を参考に、国土地理院地図閲覧サービス（試験公開）2万5千分1地形図 523644：菟野〔南東〕および 523645：桑名〔南西〕より作成

4. 大矢智周辺の神社

ここまでは、所領のあり方から平安時代における大矢智周辺の状況を見てきたが、次に式内社を検討することにより考察してみたい。『延喜式』神名帳には朝明郡 24 座として、以下の神社が記載されている。

伊賀留我神社、能原神社、伎留太神社、石部神社二座、兔上神社、太神社、多比鹿神社、鳥出神社、八十積椋神社、志呂神社、耳利神社、耳常神社、移田神社、櫛田神社、井手神社、殖粟神社、布自神社、穂積神社、桜神社、井後神社、苗代神社、長谷神社

24 座という数は、伊勢国においては、度会郡 58 座、多気郡 52 座について多い数である。

このうち大矢智付近の神社としてあげられるのが、長倉神社と伊賀留我神社である。現在長倉神社は久留倍谷に鎮座しているが、古来所在地には諸説あり、この地の産神であったと推測される。

興味深いのは伊賀留我神社に関する伝承である。伊賀留我神社は鶺鴒御厨にあった神社と考えられる。現在伊賀留我神社は南北 2 社に分かれているが、このことについて御巫清直『伊勢式内神社検録』⁽¹⁸⁾では、鶺鴒村はもと一村だったが、寛永年中に南北二村に分かれ、分村した南鶺鴒村にも新たに伊賀留我神社を祀ったという。そして、『伊勢式内神社検録』に引用される「古祭文」では以下のよう

カケマクモカタシケナキトウシヤハ、アマノヲ、ヒヌノミコトイ、チノソソシン□、テイクワン
 三年^(六人部)ムタリヘノツネマロ □ シン^(津根麻呂)—タルキウクウ□、山川セキリヤウ他土ニスクレ、西ハ
 白虎ノミネソヒエテカタヲカ山^(片岡)ノツキメイシヤウニテラシ、北ハセイリヤウ □ 河曲清々トシ
 テトミノオ川^(富小)ノナカレシクヲアライ、シユシヤクケンムノカイ^(朱雀)四神アヒカノフノ地ユエ、宮
 柱^(敷立)トシキタテ、レイ神トクハンシヤウシ、人コソツテイツキタイミヤウ神トカウス、

祭文中の六人部津根麻呂とは、『日本三代実録』貞観 3 年 (861) 6 月 20 日条に、「伊勢国朝明郡人六人部津根麻呂妻素美豆岐一産三男一、賜稲三百束一、充乳母一人一、三箇年間、給以公粮一」とある人物で、御巫清直は「恩賜ヲ辱ミテ即時ニ其祖廟ヲ新修シタル旧社ナリカシ」と推測している。この祭文がいつ作成されたのか不明であり、「建久」と書くべきところを「ケンム」と間違えて書いているところから、室町時代以降に神社の由緒を権威づけるために『日本三代実録』の記事と結びつけたとも考えられる。

この伊賀留我神社の創始に関しては、壬申の乱の際に大海人皇子が吉野を抜け出して伊賀・伊勢を経て美濃へ向かう際に伊勢神宮を遙拝したことと関係するという説がある。天明 8 年 (1788) に編纂された『古屋草紙』には「伊賀留我神社大日靈女尊、壬申乱ニ天武天皇三重郡ノ頓宮ヨリ朝明^ト保ニテ大神宮ヲ遙拝シ玉フ所也、于今号^レ斎、此所ヨリ流ル川ヲ十四川ト云」とあり、これをうけて『式内社調査報告』第 7 巻東海道 2 の伊賀留我神社の項目において、荒川久壽男氏は、「(天武) 天皇が大神宮の荒御霊を遙拝した故事により、かやうに大神宮の荒御霊を齋き祀ることになったのであらう」⁽¹⁹⁾と推測されている。

『日本書紀』天武天皇元年 (672) 6 月丙戌 (26 日) 条に「且於朝明郡迹太川辺望^レ拜天照太神^レ」とあることに関して、迹太川が現在のどの川に相当するのか諸説ある。迹太川を三滝川・海蔵川・部田川・米洗川・十四川・朝明川に比定する説があり、まだ確定されていない。本稿ではそのどれが正しいのか解明する余裕はないが、ある時期からその場所が十四川の北側、すなわち「天武天皇迹太川御遙拝所跡」付近とされたことは確かである⁽²⁰⁾。ここの字名は斎宮であり、伊賀留我神社は斎宮とも称された⁽²¹⁾。これを斎王制度の斎宮と関連づける説もあるが、そうではなく、天照大神を齋き祀る社という意味であらう。明治 39 年の神社明細帳では祭神は天照大神之荒御魂神

とされている。この地において大海人皇子（天武天皇）が神宮を遙拝したという伝承に基づき、天照大神を祭神とする神社を創建したと推測することはできないだろうか。そうすると鶴から久留倍にかけての地が天武天皇との関係を持ち、その伝承を伝える王権にとって重要な地であったということができる。

おわりに

本稿では平安時代の犬伏智周辺の状況について、伊勢神宮との関係から述べてきた。神領としての側面においては、先行研究につけ加えることはほとんどないが、千代田納所が祭主の渡領であり、そこには稲米の収納施設があって、朝明川の水運を利用して運搬が行われていたことが注目される。これを久留倍に郡衙があったことと関係づけるならば、この付近が朝明郡の中心地で、物資の集散のあり方が奈良・平安時代を通じて変わらずに続いていたといえよう。

そして最後に伊賀留我神社について、推測に推測を重ねるような結果になってしまったが、こちらでも大海人皇子の天照大神遙拝の伝承が平安時代には伝えられており、それが伊賀留我神社創建というかたちになったと考えられる。

使われなくなった建造物がその後どのような運命をたどり、その地はどのように利用され、人々の間ではそれがいかに語られていったのか、遺跡と史料との間でこうしたことが解明できていったら大変興味深いことが明らかになっていくのではないだろうか。

本稿は、2005年2月19日にあさけプラザ・ホールで開催された第2回久留部遺跡シンポジウムにおいて発表した内容をもとに成稿したものである。

(1) 代表的な先行研究として、田中卓「伊勢神郡の成立」(『田中卓著作集 4 神宮の創祀と発展』国書刊行会、1959年)、熊田亮介「律令制下伊勢神宮の経済的基盤の特質—神郡を中心として—」(『関晃先生還暦記念日本古代史研究』吉川弘文館、1980年)、大関邦男「神郡について—伊勢神郡を中心に—」(『日本歴史』470、1987年)、棚橋光男『中世成立期の法と国家』(塙書房、1983年)、『講座日本荘園史 6 北陸地方の荘園・近畿地方の荘園 I』(吉川弘文館、1993年)、勝山清次「伊勢神宮領寛御厨をめぐる二、三の問題」(『西垣晴次先生退官記念宗教学・地方史論纂』刀水書房、1994年)のほか、『四日市市史第16巻通史編古代・中世』(四日市市、1995年)において詳しく述べられており、基本的史料は『四日市市史第7巻 史料編古代・中世』(四日市市、1991年)に掲載されている。本稿で「市史」としたのはこの史料編の番号である。

(2) 熊田前掲論文。

(3) 『公文所初心抄』(『三重県史 資料編 中世1・(上)』所収)。

(4) 西山克「伊勢神三郡政所と検断」(『日本史研究』182・183、1977年)。

(5) 永保元年11月16日伊勢国成願寺牒、東寺百合文書里(『平安遺文』1187)。

(6) 勝山前掲論文。

(7) 棚橋前掲書。

(8) 神宮古典籍影印叢刊『神宮神領記』所収(『市史』)。

- (9) 『神宮雜書』所収 (『鎌倉遺文』614、『市史』65)。
- (10) 神道大系『神宮雜例集』(『市史』)。
- (11) 勝山氏前掲論文。
- (12) 兼仲卿記弘安4年8月・9月巻紙背文書 (『鎌倉遺文』12742、『市史』93)。
- (13) 兼仲卿記弘安4年8月・9月巻紙背文書 (『鎌倉遺文』12743、『市史』94)。
- (14) 『続々群書類従』1所収。
- (15) 神宮影印古典籍影印叢刊『神宮神領記』所収 (『市史』)。
- (16) 『市史』733。
- (17) 『市史』731。
- (18) 大神宮叢書『神宮神事考証』所収。
- (19) 『式内社調査報告』第七卷東海道2 (皇學館大學出版部、1977年)。
- (20) 昭和16年5月21日に県指定史跡となり、石柱が立てられた。また、同所にある石灯籠は慶応2年(1866)に造立され、「天武天皇呪志の御松齊宮」と記されている。
- (21) 西に位置する糠塚山頂上と、その北の齋宮山頂上の両方に「天武天皇神宮御遥拝所」の石柱が立てられている。

(やまだ ゆうじ 三重大学人文学部)